

【株式等の譲渡の対価等の支払調書合計表】

- ※ 機械で読み取りますので、黒のボールペンで記載欄の枠からはみ出さないように記載してください。
- ※ 金額を記載する欄には、「¥」や「円」を記載しないでください。
- ※ 誤って記載した場合は、二重線で抹消し、可能な限りその欄の枠内に正しい内容を再記載してください。枠内に再記載できない場合は、ほかの使用していない空欄に正しい内容を記載のうえ、本来記載すべき欄を矢印で示してください。
- ※ 「同上」や「〃」といった記載はせず、すべての内容を正確に記載してください。
- ※ 「元号」欄は次のとおり記載してください。

元号	記載方法
令和	5
平成	4

- ※ 「本店一括」欄は、本店等一括提出をする場合は「1」を、本店等一括提出をしない場合は「2」を記載してください。

記載要領

- 1 「支払件数」欄には、すべての株式等の譲渡の対価等の支払件数を記載する。
- 2 「左のうち、支払調書を提出するものの合計」欄には、この合計表とともに支払調書を提出するものについて、その合計を記載する。
- 3 「個人分」欄には、居住者（国内に住所又は1年以上居所を有する個人）又は非居住者（居住者以外の個人）に支払う株式等の譲渡の対価等について記載する。
- 4 「一般分」欄には、次の5又は6に掲げる株式等の譲渡の対価等以外のものについて記載する。
- 5 「株式交換分」欄には、旧租税特別措置法第37条の14（株式交換又は株式移転に係る課税の特例）の適用を受けたものについて記載する。
- ※ 旧租税特別措置法とは、「所得税法等の一部を改正する法律（平成18年法律第10号）」による改正前の租税特別措置法をいう。
- 6 「法人分」欄には、内国法人（国内に本店若しくは主たる事務所を有する法人）又は外国法人（内国法人以外の法人）に支払う株式等の譲渡の対価等について記載する。
- 7 二重線で囲まれている欄は、提出義務者において記載を要しない。